

## 定款施行細則付属 運営委員会規則

第1章 総則	第4章 運営委員会の開催	第16条 監査の出席
第1条 目的	第8条 運営委員会の開催方法	第17条 関係者等の出席
第2章 運営委員会の権限と責務	第9条 招集及び招集権者	第18条 議事録
第2条 運営委員会の職務権限	第10条 招集の通知	第19条 議事録の配布
第3条 運営委員会の責務	第5章 運営委員会の議事	第6章 事務局
第4条 決議事項	第11条 議長	第20条 事務局
第5条 報告事項	第12条 議決権の制限	附則
第3章 運営委員会の構成等	第13条 議決権の代理行使	改定：2011年9月26日
第6条 運営委員会の構成	第14条 決議の方法	施行日：2011年10月1日
第7条 運営委員会の種類	第15条 メール運営委員会の決議の方法	

## 定款施行細則付属 運営委員会規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本音響家協会（以下、協会という）の定款施行細則（以下、細則という）第16条の定めにより運営委員会に関する必要な事項を規定し、適法で円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第2章 運営委員会の権限と責務

#### (運営委員会の職務権限)

第2条 運営委員会は、細則第8条第2項により支部ごとに設置する議決機関であって細則第9条及び理事会規則第2条第2項の委任の受任者として支部の運営を掌る。

2 運営委員会は、支部の業務の執行を決定し、運営委員の職務の執行を監督するとともに支部長及び副支部長並びに事務局長及び会計等の選定及び解職を行う。

#### (運営委員会の責務)

第3条 運営委員会は、理事会の委任の本旨に従い、善良な管理者の注意義務をもって業務を処理し、その処理の状況並びに経過及び結果を理事会に報告するものとする。

#### (決議事項)

第4条 細則第10条前段の規定及び本規則第2条第2項前段により運営委員会が支部の業務の執行について決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 支部の業務の執行の決定
- (2) 支部長及び副支部長並びに事務局長及び会計の選定及び解職
- (3) 業務を分担する運営委員の選定及び解職
- (4) 支部の事業を執行する実行組織の設置及び廃止
- (5) 支部の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (6) 支部の事業報告書及び決算報告書等の承認
- (7) 月次会計報告の承認
- (8) 支部社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項等の決定
- (9) 少額の借入れ
- (10) 定款並びに定款施行細則及び諸規則の定める事項
- (11) その他、運営委員会が必要と認める事項

#### (報告事項)

第5条 細則第11条の規定により運営委員会は、次に掲げる事項を遅滞なく理事会に報告するものとする。

- (1) 支部社員総会及び運営委員会の議事の経過とその結果
- (2) 支部会計の月次会計報告
- (3) 単位事業ごとの実施の結果と決算
- (4) 支部の年次事業報告並びに年次決算報告
- (5) 支部の年次事業計画並びに年次予算

- (6) 金額又は取得時価が10万円以下の金品等の受贈の内容
- (7) 理事会が報告を求めた事項
- (8) その他、支部長が必要と認めた事項

### 第3章 運営委員会の構成等

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、当該支部の全ての運営委員で構成する。

(運営委員会の種類)

第7条 運営委員会は、定例運営委員会と随時運営委員会の2種とする。

- 2 定例運営委員会は定期的に開催日を定めて開催する。
- 3 随時運営委員会は、次の一に該当するときに開催する。
  - (1) 支部長が必要と認めたとき
  - (2) 支部長以外の運営委員が会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により支部長に招集の請求をしたとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を運営委員会の日とする随時運営委員会の招集が寄せられないときに、当該運営委員が招集したとき
  - (4) 支部社員総会において運営委員全員を改選したとき
- 4 運営委員全員の改選後、支部長及び副支部長並びに事務局長および会計等を選定するために最初に開催する随時運営委員会を特別運営委員会という。

### 第4章 運営委員会の開催

(運営委員会の開催方法)

第8条 運営委員会の開催は、次の何れかの方法によるものとする。

- (1) 運営委員が会合して開催する。
- (2) 前号にかかわらず、運営委員会が決議すべき緊急事項が生じたとき又はやむを得ない事由により会合が困難なとき、若しくは特に協議を要しない定型的な承認事項等を決議するときは、電磁的方法によるメール運営委員会を開催することができる。

(招集及び招集権者)

第9条 運営委員会は支部長が招集する。但し、第7条第3項第3号により運営委員が招集する場合を除く。

- 2 支部長は、第7条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を運営委員会の日とする随時運営委員会を招集しなければならない。
- 3 前項の招集が寄せられないときは、招集を請求した運営委員が招集する。
- 4 メール運営委員会は、各運営委員が招集する。
- 5 特別運営委員会は、各運営委員が招集する。

(招集の通知)

第10条 運営委員会を招集するときは、招集者が日時、場所並びに会議の目的及び議題を記載した書面又は電磁的方法により開催日の7日前迄にすべての運営委員並びに監査に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず運営委員の全員の同意があるときは、招集の通知を省略することができる。
- 3 メール運営委員会を招集するときは、招集者が会議の目的及び開催時期並びに決議すべき事項を記載した議案書を、電磁的方法によりすべての運営委員及び監査に送信することを以って招集の通知をしたものとする。
- 4 特別運営委員会を招集するときは、招集の通知を省略することができる。ただし運営委員総数の過半数が在席するときに限る。

### 第5章 運営委員会の議事

(議長)

第11条 運営委員会の議長は、支部長がこれに当たる。

- 2 メール運営委員会の議長は、招集した運営委員がこれに当たる。
- 3 特別運営委員会の議長は、在席する運営委員の互選により選定する。

(議決権の制限)

第12条 議長は、運営委員として議決に加わることができない。

- 2 運営委員会の決議において、決議すべき事項に特別の利害関係を有する運営委員はその議決に加わることができない。

(議決権の代理行使)

第13条 止むを得ない事由により運営委員会を欠席する運営委員は、本人の代理人として当該運営委員会に出席する他の

運営委員に議決権を委任する旨を記した委任状を書面又は電磁的方法により当該運営委員会に提出し、代理人による議決権行使をすることができる。ただし、メール運営委員会は運営委員が会合しないためこの限りではない。

2 前項により議決権を行使した運営委員は、当該運営委員会に出席したものとする。

#### (決議の方法)

第14条 運営委員会の決議は、議決に加わることができる運営委員の過半数が出席しその過半数を以って議決し、可否同数のときは議長がこれを裁決する。

2 メール運営委員会の決議の方法は、理事会規則第14条第2項の規定を準用し運営委員が提案した議案について決議に加わることができる運営委員全員が電磁的方法により同意する意思を示したときは、その提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとする。ただし、監査が異議を述べたときはこの限りでない。

#### (メール運営委員会の議事の方法)

第15条 メール運営委員会の議事の方法は次の通りとする。

(1) 審議の方法は、電子メールの送受信による電磁的方法とする。

(2) 電子メールを発信並びに返信するときは、すべての運営委員並びに監査に電子メールソフトの同報送信機能を使用して送信し、審議の内容および経過を運営委員並びに監査の全員が共有するものとする。

(3) 議長は、各運営委員及び監査に速やかな表決を促し、短期間に円滑な審議が行われるよう効率的な議事進行に努めなければならない。

#### (監査の出席)

第16条 監査は運営委員会に出席し必要な意見を述べなければならない。ただし、議決権はない。

#### (関係者等の出席)

第17条 運営委員会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者に出席を求め、その事情及び意見を聴取することができる。

2 会員は、何時でも運営委員会に出席することができるものとし、議長の許可を得て意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

#### (議事録)

第18条 運営委員会の議事は、所定の記載事項並びに議事の経過とその結果を記載した書面又は電磁的記録による議事録を作成し、支部連絡事務所に保存する。

#### (議事録の配布)

第19条 支部長は、欠席並びに在席しなかった出席者に対し、議事録の写し及び資料等を配布して、議事の経過とその結果を遅滞なく報告するものとする。

2 支部長は、前条の議事録の抄本を作成し、運営委員会報告書として議事の経過とその結果の概要を協会の公式ウェブサイトに掲載し、会員ならびに公衆に情報を公開するものとする。

## 第6章 事務局

#### (事務局)

第20条 運営委員会の事務局は事務局長とし、必要な場合は、運営委員会の決議により運営委員の中から事務局次長を選定することができる。

#### 附 則

##### (改廃)

1 この規則は、理事会の決議により改訂又は廃止できる。

##### (施行日)

2 この規則は、2011年10月1日から施行する

---

運営委員会議事録の記載事項

- 〈1〉 通常の運営委員会（理事が会合し在席する理事会）
  - 1 運営委員会が開催された日時及び場所
  - 2 運営委員会の種類
  - 3 運営委員会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
    - (1) 運営委員会規則第7条第3項第2号の規定により支部長以外の運営委員の請求を受けて、会長が招集したもの
    - (2) 運営委員会規則第7条第3項第3号の規定により支部長以外の運営委員が招集したもの
  - 4 出席した運営委員及び監査の氏名
  - 5 在席しない運営委員の出席の方法
  - 6 運営委員会規則第17条により特別に出席した関係者及び会員の氏名
  - 7 議長の氏名
  - 8 運営委員会の議事の経過とその結果
  - 9 決議を要する事項について特別の利害関係を有し、決議に参加できない運営委員があるときは当該運営委員の氏名
  - 10 運営委員会規則第17条により運営委員会において特別に出席した関係者及び会員が、発言又は意見を述べたときは、当該意見又は発言の内容の概要
- 〈2〉 電磁的方法によるメール運営委員会
  - 1 メール運営委員会を発議し召集した運営委員の氏名
  - 2 メール運営委員会の開始日及び運営委員会の決議があったと見做した日
  - 3 メール運営委員会の決議があったと見做す事項の内容の詳細
  - 4 議事録の作成に係る職務を行った運営委員の氏名